



2024年11月29日

各 位

会 社 名 大日本塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 里 隆幸  
(コード番号：4611 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 永野 達彦  
(TEL 06-6266-3102)

### JIS マーク表示の一時停止について

当社は、2024年11月25日付で「当社の一部 JIS 認証製品に係る出荷自粛について」を公表いたしました。お客様および株主・投資家様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

この度、当社は、2024年11月29日付で、一般財団法人日本塗料検査協会（以下、「日本塗料検査協会」といいます。）より JIS マーク表示の一時停止の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 一時停止の概要

##### (1) 経緯

2024年11月25日付の「当社の一部 JIS 認証製品に係る出荷自粛について」にてお知らせいたしましたとおり、当社では昨年連結子会社において確認された不適切行為に関する再発防止活動をはじめとし、品質管理体制の是正・強化を全社的に推進して参りましたが、本活動に取り組む中で以下の不適切事案 A および B を新たに確認いたしましたので、当社はこれら不適切事案について日本塗料検査協会に報告を行い、同協会の臨時審査を受審いたしました。

区分	概要
事案 A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ JIS 認証製品においては、主剤・硬化剤ともに製品ラベルにおける JIS マークの表示が認められている。一方、当社では外注先製造会社において製造された硬化剤については JIS マークを表示しない旨の社内ルールを独自に定めていた。</li><li>・ しかしながら、外注先製造会社で製造された一部の硬化剤について、当社の社内ルールから逸脱し、JIS マークを表示した製品が出荷されていたことを確認した。</li></ul>
事案 B	<ul style="list-style-type: none"><li>・ JIS 認証製品においては、その製造を外注先製造会社に委託する場合、あらかじめ当該製造会社を日本塗料検査協会に申請する必要がある。</li><li>・ しかしながら、申請を行っていない外注先製造会社に対して JIS 認証製品（硬化剤）の製造を委託し、当該製品に JIS マークを表示して製品が出荷されていた。</li></ul>

## (2) 処分内容

処分内容は下表のとおりです。尚、処分の対象は(3)記載の規格に該当する全ての当社製品となります。

処分内容	JIS マーク表示の一時停止
処分理由	臨時審査において、原材料の管理、製造工程の管理および組織的運営の一部において不適合が確認され、それが重大なものであったため。
認証取得者	大日本塗料株式会社

## (3) 対象規格

一時停止の対象となる規格の内容は以下のとおりです。

認証番号	認証区分・規格名称
JP0508059	JIS K 5551 構造物用さび止めペイント
JP0510006	JIS K 5659 鋼構造物用耐候性塗料

## 2. 一時停止の影響

### (1) 今後の製品販売について

一時停止の対象となった当社製品については別紙のとおりであり、一時停止が解除されるまでの期間、JIS マーク非表示製品として販売させていただきます。

### (2) 組成・品質への影響

2024年11月25日付「当社の一部 JIS 認証製品に係る出荷自粛について」でお知らせいたしましたとおり、対象となる製品の組成・品質に問題はございません。

### (3) 業績への影響

本件が当社グループの業績に与える影響につきまして、重要な事由が判明した際には、速やかに公表いたします。

## 3. 今後の対応

当社は、日本塗料検査協会の臨時審査を受審中です。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

## 4. お詫び

昨年の当社連結子会社において発生した不適切行為の再発防止活動に取り組むなか、再びお取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけする結果となり、心よりお詫び申し上げます。当社では、今回の事態を重大なものとして受け止め、全力を挙げて信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以上

別紙) 一時停止対象製品一覧および不適切行為対象製品

※一時停止対象製品は、下記一覧全ての製品 (JIS K5551 : 14 製品、JIS K5659 : 17 製品) です。

【事案 A】 外注製造会社で製造された一部の硬化剤に対して、当社が定めた製造・品質管理規定とは異なる委託指示が出されていた。

・対象製品は下表の 5 製品です。

【事案 B】 JIS 認証の申請に含まれていない外注製造会社に対して、一部の JIS 認証製品硬化剤の製造を誤って委託していた。

・対象製品は下表の 3 製品です。

一時停止対象製品			不適切行為 対象製品		備考	
JIS No.	種類・等級	製品名	事案 A	事案 B		
JIS K5551 構造物用 さび止め ペイント	A 種	エポニックス#10 下塗		●	事案 B 対象：ねずみ色	
	B 種	エポニックス#20 下塗			●	事案 B 対象：赤さび色、ねずみ色
		エポニックス#30 下塗				
		エポニックス#30 下塗 HB			●	事案 B 対象：赤さび色
		EPONICS#20UNDER CORT				
	C 種 1 号	エポオール#40 下塗				
		エポオールスマイル				
		エポオールスマイル SQ				
		エポオール	●			事案 A 対象：淡彩系調色品
		エポオール#65	●			事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
		エポオール Z	●			事案 A 対象：淡彩系調色品
		EPOALL				
		EPOALLZ				
	C 種 2 号	エポオール#40 下塗				
		エポオールスマイル				
		エポオールスマイル SQ				
		エポオール	●			事案 A 対象：淡彩系調色品
		エポオール#65	●			事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
		エポオール#65-W	●			事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
		エポオール Z	●			事案 A 対象：淡彩系調色品
EPOALL						
EPOALLZ						

一時停止対象製品			不適切行為 対象製品		備考
JIS No.	種類・等級	製品名	事案 A	事案 B	
JIS K5659 鋼構造物用 耐候性塗料	A 種 上塗り塗料 1 級	V フロン#100H 上塗			
		V フロン#100H スマイル上塗			
		SQ 鉄塔用			
		V フロン HB			
		V フロン#100H 上塗 IG			
		V フロン#100H スマイル上塗 IG			
		V フロン#100H スマイル上塗 Re			2024 年 8 月に認証取得
	A 種 上塗り塗料 3 級	V トップ H 上塗			
		V トップ H スマイル上塗			
		V トップ HB			
		V トップ HB スマイル			
		V-TOP H TOP COAT			
	A 種 中塗り塗料	V フロン#100H 中塗			
		V フロン#100H スマイル中塗			
		V トップ H 中塗			
		V トップ H スマイル中塗			
		V-TOP H INTERMEDIATE COAT	●		事案 A 対象：調色品